「マイナ受付」ができる医療機関等では、
限度額適用認定証等の提示が不要です！

限度額適用認定証とは？

医療機関等の窓口でのお支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額までのお支払いにするために医療機関等に提出する「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額認定証」のことです。

「マイナ受付」とは？

マイナンバーカードの読み取り等に必要な機器が設置されている医療機関等において、マイナンバーカードにより、オンラインで医療保険の資格確認等を行うしくみです。
本人同意があれば限度額適用認定証等の情報も確認が可能です。

対応医療機関等には「マイナ受付」のステッカーやポスターが掲示されています。

※厚生労働省のホームページでもご確認いただけます。

何が変わるの？どんなメリットがあるの？

これまでは

医療機関等の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめるためには、**事前に市役所・支所へ申請し「限度額適用認定証」の準備が必要でした。**

これからは

「マイナ受付」対応の医療機関等では、マイナンバーカードにより、「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超える支払いが免除されますので、市役所・支所での申請手続きは不要です。

マイナンバーカードを保険証として利用するためには事前登録が必要です。
登録方法はマイナポータルのホームページで確認できます。

ご利用上の注意事項

- 「マイナ受付」に対応していない医療機関等では利用できません。
- 直近12か月の入院日数が90日を超える住民税非課税世帯の方が、入院時における食事療養等の減額をさらに受ける場合は、別途申請が必要です。
- 70歳未満の被保険者で国民健康保険税に滞納がある場合は、マイナンバーカードで限度額適用認定証区分を確認できない場合があります。

【問い合わせ先】安芸高田市　保険医療課　電話 0826-42-5619　お太助フォン　42-5619